別紙３

必要書類一覧

農地法第３条許可の申請に必要な書類の一覧です。
申請内容によって必要な書類も異なりますので、詳しくは農業委員会におたずねください。

番号	必 要 書 類	備　　考
1	許可申請書	
2	権利を取得しようとする土地の、法務局で交付される登記事項証明書	全部事項証明書に限ります。 ※ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」付きの登記情報を添付することで登記事項証明書の添付を省略することができます。 **【添付を省略する際の条件】** ・照会番号（10 桁）が記載されていること。 ・発行年月日が記載されていること。 ・発行日から 100 日以内であること。 ・他の行政機関等で照会番号を利用していないこと。
3	定款又は寄附行為の写し	権利を取得しようとする者が法人の場合のみ添付。
4	組合員名簿又は株主名簿の写し	権利を取得しようとする者が農地所有適格法人で、法人形態が農事組合法人又は株式会社の場合のみ添付。
5	農地所有適格法人の構成員が「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第５条に規定する承認会社であることを証明する書面（農林水産大臣の承認通知の写しなど）及びその構成員の株主名簿の写し	権利を取得しようとする者が農地所有適格法人で、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第５条に規定する承認会社を構成員とする場合のみ添付。
6	構成員が農地法第２条第３項第２号チに掲げる者（農業関係者以外で農地所有適格法人の構成員となることが認められる者）であることを証明する書面（法人が清算した農作物の購入についての契約書の写しなど。）	権利を取得しようとする者が農地所有適格法人で、農業関係者以外の者を構成員とする場合のみ添付。

		農地法施行令第１条第１号から第４号までに掲げる者（農地所有適格法人の農業経営の改善に特に寄与する者）であることを証明する書面（農林水産大臣の認定通知の写しなど。）	上記の構成員に、農地所有適格法人の農業経営の改善に特に寄与する者がいる場合のみ添付。
7	議決権の総数の４分の３以上を農業協同組合等の有する議決権の数の合計が占めることを証明する書面又は議決権の総数の過半を地方公共団体の有する議決権の数が占めることを証明する書面		権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般社団法人の場合のみ添付。
8	基本財産の総額の過半を地方公共団体の拠出した基本財産の額が占めることを証明する書面		権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般財団法人の場合のみ添付。
9	農地の所有者と借り手の、使用貸借による権利又は賃借権の設定についての契約書の写し		農地法第３条第３項の規定（解除条件付きの貸借契約を結ぶこと等の要件を満たせば、農地所有適格法人以外の法人の権利取得を認めない要件等が適用されない規定）の適用を受けて許可を受けようとする場合のみ添付。
１０	景観法第５６条第２項の規定による市町村長の指定を受けたことを証明する書面		権利を取得しようとする者が景観法第９２条第１項に規定する景観整備機構である場合のみ添付。
１１	申請に係る権利の設定又は移転が、競売等の単独行為であることを証明する書面又は判決が確定していること等を証明する書面（競売を執行する裁判所で交付される入札調書の写しなど。）		権利を設定する当事者が連署しないで許可申請を行う場合のみ添付。

１２	その他参考となるべき書類	許可の判断をするにあたって必要不可欠と許可権者が判断した書類を求められることがあります。ただし、参考となるべき書類を求める場合には、申請者の負担にならないよう配慮することとされています。 （参考となるべき書類の例） 営農計画書 損益計算書の写し総会議事録の写し 申請者が権利を有する農地の位置図通作経路図 住民票（市町村で交付） 戸籍謄本（市町村で交付） 耕作証明書（農地のある市町村の農業委員会で交付）等